

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(公金受取口座登録法)などの関連法令等に基づき、当該給付金関係の情報の管理に関する事務において、個人番号を利用する。 【利用範囲】 中間サーバーによる地方税関係情報の照会(令和2年1月2日以降に入者)
③システムの名称	1 臨時特別給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 住民基本台帳システム 5 個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項・別表第一の101の項 2 公金受取口座登録法第10条 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 4 番号法別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部生活支援課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱ひに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部生活支援課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「藤井寺市情報セキュリティ基本方針に関する要綱」「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「藤井寺市情報セキュリティ基本方針に関する要綱」「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」を遵守し、必要な研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月10日	基礎項目評価書 対象人数 いつ時点の計数か	2022/2/1	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月10日	基礎項目評価書 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/2/1	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である 「藤井寺市情報セキュリティ基本方針に関する要綱」「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」を遵守している。	事後	
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 「藤井寺市情報セキュリティ基本方針に関する要綱」「藤井寺市情報セキュリティに関する対策基準」を遵守し、必要な研修を受講している。	事後	